

NPO 日本医工学治療学会 機関誌



医工学治療

Therapeutics & Engineering

vol.
30

supplement, 2018
通巻103号

日本医工学治療学会 第34回学術大会

The 34th Annual Meeting of the Japanese Society for Therapeutics and Engineering



高齢者社会に向けた医工学連携

抄録集

特定非営利活動法人
日本医工学治療学会
Japanese Society
for Therapeutics and Engineering

3月17日(土) 第2会場 国際会議室

シンポジウム4

9:00~11:00

「心臓血管外科における医工学 あらたなデバイス、評価法と手術術式へのフィードバック」

座長：中村 喜次（千葉西総合病院）

中嶋 博之（埼玉医科大学国際医療センター心臓血管外科）

S4-1 大動脈弁置換術後の左室内加速血流の機序と臨床的意義

高澤 晃利（埼玉医科大学国際医療センター 心臓血管外科）

S4-2 低心機能患者に対する乳頭筋接合術と組み合わせた新たな僧帽弁置換術後の左室内血流動態

石垣 隆弘（北海道大学 循環器呼吸器外科）

S4-3 Native完全閉塞CABGモデルにおける各吻合形態の血流動態について

松浦 馨（千葉大学医学部附属病院 心臓血管外科）

S4-4 高精度血流解析シミュレーションによる心臓手術戦略構築への挑戦

板谷 慶一（京都市立医科大学 心臓血管外科 心臓血管血流解析学講座）

S4-5 当院における、ロボット支援下低侵襲冠動脈バイパス術の標準化への取り組み

川本 尚紀（国立循環器病研究センター 心臓血管外科）

S4-6 MIDCABにおける3D内視鏡補助下およびロボット補助下内胸動脈剥離の導入と術式の変化

中村 喜次（千葉西総合病院）

特別講演3

11:50~12:40

「医療紛争の実態と早期解決法 ー医療紛争なんか怖くない！ー」

座長：佐藤 元美（新城市民病院 腎臓内科部長・人工透析センター）

SL-3

演者：石黒麻利子（堀法律事務所）

ランチョンセミナー2

12:50~13:50

「血液浄化療法とバスキュラーアクセス」

座長：水口 潤（社会医療法人川島会 川島病院）

LS-2

演者：小川 智也（埼玉医科大学総合医療センター 腎・高血圧内科 血液浄化センター）

共催：協和発酵キリン株式会社

特別講演 3

SL-3 医療紛争の実態と早期解決法 —医療紛争なんか怖くない！—

石黒麻利子

堀法律事務所

気をつけても事故は起きるので事故を検証し再発防止に役立てることが大事と分かっている、いざ事故が起きると「裁判になって大変な目に遭うのでは」との不安から原因解明に消極的になるのが心情であろう。医療安全対策の妨げとなる医療紛争への不安を解消するため、本講演では医療紛争の実態を明らかにし医療紛争に巻き込まれない方法、医療紛争の仕組みと早期解決法を解説する。日本医療機能評価機構に2016年に報告された医療事故件数は過去最多の3882件、報告が義務づけられている大学病院等276医療機関からの報告が全体の8割を超える3428件で1施設年12件、月に1回医療事故が起きている。医療事故件数が増えれば医療紛争数も増えそうだが医療法律相談の9割は医療事故ではなく医療ミスは残り1割のごく一部に過ぎない。医療ミスと誤解される原因は、医師のコミュニケーション不足にあり医師のコミュニケーション力が医療紛争防止の鍵となる。医療ミスに共通するのは思い込みや単純ミスである。5つのケースを紹介し医療ミスの防止策を検討する。医療ミスが起きると患者はカルテを入手し第三者である医師による過失調査を経て法的過失があれば病院へ通知し示談交渉が開始され交渉が決裂したとき裁判になる。示談でまとまることが殆どで、裁判になるのは一部に過ぎない。病院が医療ミスを認めている場合、患者は病院弁護士を介して病院が契約する保険会社と補償の話し合いをする。損害賠償額には裁判所の算定基準があり、裁判をしても金額は変わらないので示談の方が患者の利益になる。病院弁護士が保険会社を説得し裁判所基準額を提示すれば示談が成立するが3年以上かかることが多い。裁判になるのは、病院弁護士が交渉に応じない方針か、保険会社を説得しないか出来ない場合である。早期解決を図るためには弁護士任せにせず、病院の方針を明確に伝える必要がある。過失が争点になるときは裁判で争わざるを得ない。通常訴訟の勝訴率80%に対し医療訴訟の患者勝訴率は17.6%に過ぎないが、過失がないのに病院が敗訴することがある。過失がないのに敗訴すれば当該判決が後の同種事案で引用され敗訴する可能性があり医療現場に与える影響は大きい。訴訟は証明責任を負う側が証明できなければ負ける仕組みである。病院が敗訴するのは患者が過失・因果関係の証明に成功し病院が反論に失敗したときである。医療に疎い弁護士に任せるのは危険である。